

# 就労可能証明書

本人記入欄						
ふりがな 氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日	
住所						
離職年月日	令和	年	月	日		
離職前の業務内容（	）					
診療担当者記入欄						
初診年月日	平成・令和	年	月	日		
傷病の名称						
療養の必要があった期間	令和	年	月	日	から	令和 年 月 日 まで
傷病の経過	令和	年	月	日	治癒・中止・	継続中
1 離職した仕事について (a、bどちらかに○を付けてください)						
治療および療養のことを考慮した場合、離職前の業務を継続就労することは						
a) 可能だった	b) 困難だった					
2 週20時間以上の継続就労（軽作業を含む）が可能となった日 (日付を記入し a、bどちらかに○を付けてください)						
令和	年	月	日	より就労可能		
a) 就労の条件なし	b) 就労の条件あり					
就労の条件（）						
3 傷病手当または労災休業補償給付の申請にかかる証明について (a、bどちらかに○を付けてください)						
a) 証明していない	b) 証明している（証明する予定がある）					
証明した期間の最終日（令和 年 月 日）						

上記のとおり証明する

令和 年 月 日

診療機関名

電話番号

医師氏名

医師による証明をお願いします。訂正がある場合は訂正印を押印願います。

## 就労可能証明書について

### ＜証明書依頼にあたって＞

浜松公共職業安定所 雇用保険給付課では、雇用保険の失業給付手続きの際、医師の証明を基に、退職時または現在の健康状態について、把握させていただいております。それにより、失業給付手続きができる状態なのかどうかを判断し、適正な失業給付審査を行っています。

健康状態によっては、直ちに失業給付の受給手続きを行えないという場合がありますのでご了承ください。

※その場合、受給期間の延長手続き等のご案内になる可能性があります。

### ＜留意していただきたい点＞

・就労可能証明書は、就労可能である場合のみ 医師の記入を依頼してください。

※医師の判断により、就労不可能である場合、記入は不要です。

その場合は、就労不可能であった旨をハローワーク浜松給付課にお伝えください。

・離職時点の健康状態を遡って、証明していただく必要がある場合があります。

失業給付審査において、離職時点の健康状態について、就労可能証明書を基に、判断するケースがあります。

なお、医師から、就労可能日が不明確である等により、証明書作成が不可能との回答を得た場合は・・・

※就労可能証明書の記載内容に関しては、あくまで、医師の判断に基づきます。ハローワークから記載内容に対して、指導できる範囲ではありません。

よって、証明書が出せない場合、確認資料不足として、失業給付手続きを行えない、または離職理由変更ができない等の対応になる可能性があります。その点につきましてはご了承ください。

不明瞭な点ありましたら、こちらにお問い合わせください。